Ⅱ　障がい福祉サービス等について

　１　障がい福祉サービス等一覧

主に聴覚障がい（もしくはその疑いがある）児支援に関する障がい福祉サービス等は以下のとおりです。

　（１）児童発達支援

　　　日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

　（２）保育所等訪問支援

　　　保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

　（３）障がい児相談支援

　　　障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成します。

支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行います。

　◇就学前の障がい児の発達支援の無償化について

　　　令和元年10月１日から、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されています。

無料となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設です。

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の実費で負担しているもの）は支払う必要があります。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

２　障がい福祉サービス等を利用するまでの流れ

◇児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等のうち、「通所サービス（療育機関含む。）」を利用する場合の流れは、次のとおりです。

①相談・申請

障がい児通所支援の利用について障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費（以下「障がい児通所給付費等」という。）の支給を受けようとする障がい児の保護者は、市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用について相談し、市町村に対して支給申請を行います。

②障がい児支援利用計画案の提出依頼

通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者に対し、障がい児支援利用計画案の提出を依頼します。

③調査

市町村は、支給申請があったときは、当該申請に係る障がい児又は障がい児　の保護者と面接をし、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向を聴取します。

④障がい児支援利用計画案等の作成・提出

市町村から障がい児支援利用計画案の提出を求められた障がい児の保護者は、指定障がい児相談支援事業者が作成した障がい児支援利用計画案を提出する。

なお、市町村から障がい児支援利用計画案の提出を求められた障がい児の保護者は、身近な地域に指定障がい児相談支援事業者がない場合又は指定障がい児相談支援事業者以外の障がい児支援利用計画案の提出を希望する場合には、指定障がい児相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成する障がい児支援利用計画案を提出できます。（セルフプラン）

⑤児童相談所等の意見聴取

市町村は、必要に応じて、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができます。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって必要に応じて、当該支給申請に係る障がい児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができます。

⑥通所支給要否決定

市町村は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障がい児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定します。

⑦通所受給者証の交付

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付します。

⑧障がい児支援利用計画の作成

指定障がい児相談支援事業者は、通所給付決定が行われた後に、指定障がい児通所支援事業者との連絡調整等を行うとともに、当該通所給付決定に係る障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画を作成します。

⑨障がい福祉サービス等の利用

サービス提供事業所と契約し、サービスを利用します。

◇セルフプランとは

サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案は、障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。

計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載されます。サービス利用者、家族、支援者が作成します。

また、受給者証更新の際には、計画案の見直し等をしていただき再提出していただく必要があります。

◇セルフプランの対象者

以下のすべての要件にあてはまる方が対象となります。

•セルフプランの作成を希望する方

•自分自身（家族・支援者を含む）でサービスの利用調整が出来る方

◇費用について

セルフプランの場合、市から計画作成者に対する報酬の支払いはありません。